

第57号議案

豊川市桜ヶ丘ミュージアム条例の制定について

豊川市桜ヶ丘ミュージアム条例を次のように定めるものとする。

平成26年6月5日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市桜ヶ丘ミュージアム条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、豊川市桜ヶ丘ミュージアム(以下「ミュージアム」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の文化芸術に関する知識及び教養の向上並びに文化の発展に寄与するため、ミュージアムを豊川市桜ヶ丘町79番地の2に設置する。

(職員)

第3条 ミュージアムに館長、学芸員その他必要な職員を置く。

(事業)

第4条 ミュージアムは、次に掲げる事業を行う。

歴史、美術等に関する資料の収集、保管、展示及び利用に関すること。

歴史、美術等に関する資料の調査及び研究に関すること。

歴史、美術等に関する展覧会、講演会、講習会等の主催及び援助に関すること。

ミュージアムの利用に関すること。

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(利用時間)

第5条 ミュージアムの利用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

市民ギャラリー、会議室、和室、実習室及び茶室 午前9時から午後

10時まで

前号に掲げる施設以外の施設 午前9時から午後5時まで

(休館日等)

第6条 ミュージアムの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、ミュージアムの全部若しくは一部を臨時に休館し、又は開館することができる。

月曜日

1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

(利用の許可)

第7条 第5条第1号に掲げる施設(以下「許可施設」という。)を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。その許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、許可施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可施設の利用を許可しない。

公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

施設又は附属設備を毀損するおそれがあるとき。

管理上支障があるとき。

前3号に掲げるもののほか、利用させることが適当でないとき。

(特別の設備等)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)は、ミュージアムに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 許可利用者は、許可施設を利用する権利を譲渡し、又は利用の許可を受けた施設若しくは附属設備を転貸してはならない。

(利用者の義務)

第11条 ミュージアムを利用する者(以下「利用者」という。)は、ミュー

ジアムの利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従う義務を負うものとする。

- 2 許利用者は、許可施設の利用に際しては、前項に規定する義務のほか、誠実にその権利を行使するとともに、第7条第2項の規定により許可に付けられた条件に従う義務を負うものとする。

(利用許可の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可施設の利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

利用許可の申請に偽りがあったとき。

第8条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

許利用者が前条の規定に違反したとき。

工事その他のミュージアムの管理上やむを得ない事由が発生したとき。

公共の福祉のためやむを得ない事由があるとき。

- 2 前項第1号から第3号までの規定のいずれかに該当し、市長が利用の許可を取り消し、又は利用を中止させた場合において許利用者に損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第13条 ミュージアムの使用料は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

- 2 使用料は、利用の許可を受けたとき納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第14条 市長は、特別の理由があると認める者については、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

許利用者が利用日前7日までに利用の取消し又は変更を申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

第12条第1項第4号又は第5号の規定に該当し、市長が利用の許可を取り消し、又は利用を中止させたとき。

(原状回復の義務)

第16条 許可利用者は、ミュージアムの利用を終わったとき、又は利用の許可を取り消されたとき、若しくは利用を中止したときは、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第17条 利用者は、ミュージアムの施設又は附属設備を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、ミュージアムの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年1月17日から施行する。
- 2 利用の許可及び不許可、利用許可の取消し、使用料の減免並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても第7条、第8条、第12条第1項及び第14条の規定の例により行うことができる。

別表第1 施設使用料（第13条関係）

ア 展示施設

施設の名称		基本利用	延長利用
		1日（午前9時から午後5時まで）につき	基本利用の時間を延長する1時間につき
市民ギャラリー	第1展示室	円 6,730	円 1,050
	第2展示室	2,970	460
	第3展示室	1,420	220
	第4展示室	4,620	720
	第5展示室	2,920	460
	第6展示室	3,510	550

備考

- 1 入場料又はこれに類するものを1人1回につき500円を超えて徴収する場合の使用料は、この表の使用料にその10割相当額を加算した額とする。
- 2 利用の開始の日から終了の日までの間に6日連続して同一の施設を利用する期間（その期間中に休館日を含む場合を除く。以下「単位期間」という。）を含む場合の単位期間の基本利用の使用料は、この表の基本利用の使用料に6を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。ただし、前項に該当する場合の単位期間の基本利用の使用料は、同項の規定により算出した額に6を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 延長利用は、午後10時を限度とし、利用の許可を受けて基本利用の時間に連続して施設を利用する場合をいい、延長利用の時間が1時

間に満たないとき、又は1時間未満の端数があるときは、これらの1時間未満の時間については、1時間とする。

イ 展示施設以外の許可施設

基本利用区分 施設の名称		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
会議室		円 1,950	円 2,430	円 2,910	円 4,380	円 5,350	円 6,560
和室	さつき	970	1,220	1,460	2,180	2,680	3,290
	黒松	1,220	1,510	1,810	2,730	3,330	4,090
実習室	第1実習室	1,950	2,430	2,910	4,380	5,350	6,560
	第2実習室	1,950	2,430	2,910	4,380	5,350	6,560
茶室		2,650	3,520	4,410	6,170	7,930	9,520

備考

- 1 入場料若しくはこれに類するものを1人1回につき500円を超えて徴収する場合又は会議室若しくは和室を商業宣伝若しくは収益を目的として利用する場合の使用料は、この表又は次項の使用料にその10割相当額を加算した額とする。
- 2 この表に規定する利用時間（以下「基本利用時間」という。）に連続する1時間について利用の許可を受けた場合のその時間に係る使用料は、基本利用時間の使用料の1時間当たりの額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

別表第2 附属設備使用料（第13条関係）

設備の名称	単位	使用料
-------	----	-----

プロジェクター		1 式	1 回につき	円 7 2 0
陶芸窯	電気窯（大型）	1 式	1 時間につき	6 2 0
	電気窯（小型）	1 式	1 時間につき	2 4 0

備考

- 1 陶芸窯は、午前 9 時から午後 1 0 時までを基本利用時間とするが、利用の許可を受けた場合は基本利用時間の前後各 1 時間についても利用することができる。
- 2 陶芸窯の利用時間が 1 時間に満たないとき、又は 1 時間未満の端数があるときは、これらの 1 時間未満の時間については、1 時間とする。

理 由

この案を提出するのは、市民の文化芸術に関する知識及び教養の向上並びに文化の発展に寄与するため、豊川市桜ヶ丘ミュージアムを設置する必要があるからである。

参考資料 豊川市桜ヶ丘ミュージアム位置図

$$S = \frac{1}{2,500}$$

